



長野県報

5月9日(木)
令和6年
(2024年)
第506号

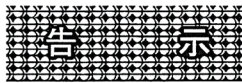
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	2
地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃、駐車場使用料、県営住宅目的外使用料及び損害賠償金の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室).....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	2

公告

登録販売者試験の実施(薬事管理課).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課).....	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課).....	7
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課).....	9
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	12



長野県告示第265号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年5月9日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第266号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年5月9日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡売木村2655の14、2655の23

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第267号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃、駐車場使用料、県営住宅目的外使用料及び損害賠償金の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和6年5月9日

長野県知事 阿部 守一

受託者

氏名	住所	委託期間
弁護士法人ブレイン ハート法律事務所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1 号 新国際ビル4階	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第268号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和6年4月30日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和6年5月9日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
一般社団法人 長野県危険物安全協会	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内 一般社団法人 長野県危険物安全協会

会計課